



山形県公報

平成18年5月16日(火)
第1741号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 歳入の徴収の事務の委託契約の終了.....   | (県民文化課) ...753          |
| 定数漁業に係る許可及び認可の申請期間..... | (庄内総合支庁水産課) ...同        |
| 土地改良区の定款変更の認可.....      | (置賜総合支庁農村計画課) ...同      |
| 道路の区域の変更.....           | (村山総合支庁北村山総務建築課) ...754 |
| 県道の供用の開始.....           | (最上総合支庁建設総務課) ...同      |

### 公 告

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 一般競争入札の公告.....     | (総務課) ...同         |
| 大規模小売店舗の新設の届出..... | (商業経済交流課) ...755   |
| 県営住宅入居者の一般公募.....  | (置賜総合支庁建築課) ...756 |

## 告 示

### 山形県告示第506号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県郷土館の使用料の徴収事務の委託契約を平成18年3月31日に終了した。

平成18年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 財団法人山形県生涯学習文化財団
- 2 住所 山形市緑町一丁目2番36号

### 山形県告示第507号

山形県海面漁業調整規則(昭和39年7月県規則第58号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、同規則第25条の規定により定数が定められた漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成18年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 漁業の種類  
小型機船底びき網漁業
- 2 申請期間  
平成18年5月26日から同年6月20日まで

### 山形県告示第508号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
吉野川土地改良区

- 2 事務所の所在地  
南陽市蒲生田1954 - 2
- 3 認可年月日  
平成18年5月2日

## 山形県告示第509号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年5月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成18年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長           |
|---------------------------------------|------|------------------|---------------|
| 尾花沢市大字尾花沢字田町5832番1から<br>同 276番2まで     | 旧    | 57.0メートル<br>14.5 | メートル<br>198   |
| 同 上                                   | 新    | 57.0メートル<br>24.0 | メートル<br>182   |
| 尾花沢市大字尾花沢字田町5832番1から<br>同 字七色船6660番まで |      | 85.0メートル<br>20.0 | メートル<br>1,666 |

## 山形県告示第510号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年5月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成18年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字小反600番5から  
同 字上野657番6まで
- 3 供用開始の期日 平成18年5月16日

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県知事記者会見インターネット動画配信業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成18年6月2日(金) 午前11時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県知事記者会見インターネット動画配信業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年7月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務課広報室 電話番号023(630)2088

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成18年5月29日(月)午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに南陽市役所において平成18年9月16日まで縦覧に供する。

平成18年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン南陽  
南陽市赤湯字川尻地内

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生

#### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生  
その他未定

#### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年12月20日

#### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,250平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 725台
- (2) 駐輪場の収容台数 210台
- (3) 荷さばき施設の面積 366平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 73.8立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 終日営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 終日
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

## 8 届出年月日

平成18年4月19日

## 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年9月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地            | 原 格  |          | 公 共<br>住 戸 数 | 区 分 | 家 賃                          |                                   |                                   |                                   |                                   | 金 額    | 備 考          |                                   |
|--------------|----------------|------|----------|--------------|-----|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------|--------------|-----------------------------------|
|              |                | 住宅形式 | 坪単価<br>円 |              |     | 収入が<br>127,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が130,000円<br>を超え135,000円<br>以下円 | 収入が135,000円<br>を超え140,000円<br>以下円 | 収入が140,000円<br>を超え145,000円<br>以下円 | 収入が145,000円<br>を超え150,000円<br>以下円 |        |              | 収入が150,000円<br>を超え155,000円<br>以下円 |
| 県営孝日アパート3号   | 米沢市孝日五丁目2-43   | 3DK  | 75.6     | 2            | 一般用 | 25,800                       | 31,300                            | 37,000                            | 42,700                            | 49,300                            | 56,600 | 3月分の家賃に相当する額 |                                   |
| 同 中田第2アパート2号 | 同 中田町901-2     | 同    | 55.7     | 1            | 同   | 13,400                       | 16,300                            | 19,200                            | 22,200                            | 25,600                            | 29,500 |              |                                   |
| 同 中田第1アパート4号 | 同 658-3        | 同    | 75.4     | 1            | 同   | 25,200                       | 30,600                            | 36,200                            | 41,800                            | 48,300                            | 55,400 |              |                                   |
| 同 桜木アパート1号   | 南陽市三間通1229-2   | 同    | 59.3     | 1            | 同   | 15,700                       | 19,000                            | 22,500                            | 26,000                            | 30,000                            | 34,500 |              |                                   |
| 同 橋野第2アパート   | 東置賜郡高田町福沢南21-2 | 同    | 64.2     | 1            | 同   | 17,400                       | 21,100                            | 24,900                            | 28,800                            | 33,200                            | 38,200 |              |                                   |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年6月5日から同月9日まで(ただし、郵送の場合は、平成18年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成18年8月上旬